

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 7 月 31 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 10件

厚生年金保険関係 10件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500071号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500044号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年2月25日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、同年2月から同年8月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

昭和49年2月25日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年2月25日から昭和50年3月まで

私は、請求期間当時、本名ではなく、B名で、A社C支店内の寮に住み込み、当支店で勤務していた。年金事務所において、同社に係る「B」名の厚生年金保険被保険者記録が見付かかったと聞いたので、当該記録を私の年金記録として認めてほしい。

なお、生年月日は、そのままの昭和25年\*月\*日として勤務したと記憶している。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和49年2月25日から同年9月1日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求者が同社に勤務した際に使用していたとする氏名及び生年月日が一致する「B(昭和25年\*月\*日生)」に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録(資格取得日は昭和49年2月25日、資格喪失日は同年9月1日)が確認できる。

また、A社は、「具体的な勤務期間については不明であるが、B名の者が勤務していた。」と回答している上、請求期間当時において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員も、同社と同内容の陳述をしている。

さらに、請求者は、「A社C支店内にあった寮に住み込み、勤務した。」と陳述し、その住居形態を詳細に記憶しているところ、元従業員の一人は、「当時の従業員は、支店の敷地内にあった寮に住んでおり、私もB氏も寮に住んでいた。」と陳述している。

加えて、請求者は、「A社 D観光記念 昭和49年4月5日」と印字された写真などを所持しているところ、A社は、「年金事務所からの問合せがあった際、請求期間当時に勤務していた元従業員に確認したところ、写真の人物はB氏であろうとのことであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、前述のBに係る被保険者記録は、請求者の記録であると認められる。

なお、昭和49年2月から同年8月までの標準報酬月額については、前述の請求者のものと認められる記録に係る標準報酬月額から7万2,000円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和49年9月1日から昭和50年3月までの期間については、A社は、「請求者は退職の意思表示も無く、居なくなった。請求者の退職の時期については、請求

期間当時の資料が無く不明である。」と回答している。

また、A社の元従業員も、「B氏は、会社の寮に住んでいたが、お盆休みか正月休み明けに急に居なくなると記憶している。」と陳述している上、公共職業安定所は、「請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。」と回答しており、請求者が昭和49年9月1日から昭和50年3月までの間、同社に勤務していたか否か明らかでない。

このほか、請求者の請求期間のうち、昭和49年9月1日から昭和50年3月までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和49年9月1日から昭和50年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500044号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500050号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年6月1日から平成23年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成21年6月から平成23年3月までは11万円を20万円に、同年4月は11万円を19万円とする。

平成21年6月から平成23年4月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月から平成23年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年6月1日から平成23年5月1日まで

A社で勤務していた請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い記録となっている。

請求期間について、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

平成21年6月1日から平成23年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録では11万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。したがって、請求者の平成21年6月1日から平成23年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成21年6月から平成23年3月までは20万円、同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の庶務担当者及び同社の給与事務を請け負っているとする者は、いずれも、請求者の平成21年6月から平成23年4月までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し提出したか否か、また、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、平成21年6

月から平成 23 年4月までの期間について、社会保険事務所に保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録どおりの標準報酬月額(11 万円)に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を 11 万円として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年6月から平成 23 年4月までの期間に係る厚生年金保険料について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料として納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500028号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500039号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年12月31日から昭和47年8月1日まで

A社に9か月くらい勤務し、C事務を担当していた。同社から冬季賞与を支給されたことを記憶しているが、同社における厚生年金保険の加入記録が1か月しか無いので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社は、「請求期間当時の資料を保管していない。」旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、「私はD県出身で、A社においてC事務を担当していた。」と陳述しているところ、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有る22人に照会し、17人から回答を得たが、このうち、請求期間中である昭和47年3月10日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している女性は、「私は事務職であったが、請求者の氏名に心当たりが無い。私のほか、E事務を担当していたF県出身の女性従業員が一人いたことを記憶しているが、ほかに女性の事務員はいなかった。」旨陳述している上、ほかの16人についても請求者を記憶していないことから、これらの者から、請求者の請求期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500068号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500040号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年4月1日から昭和22年9月10日まで  
② 昭和23年2月4日から同年4月30日まで  
③ 昭和24年9月2日から昭和25年4月1日まで

私は、小学校を卒業した昭和17年4月頃、友人の紹介でA社に入社し、昭和26年1月まで勤務したが、請求期間の厚生年金保険加入記録が無い。しかし、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された写真及びA社の元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、当該期間のうち一部の期間において、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間①のうち、昭和17年4月1日から昭和19年5月31日までの期間については、厚生年金保険法の施行前であり、労働者年金保険法が施行されていたが、同法において女子労働者は加入対象でなかったことから、当該期間は労働者年金保険の被保険者期間とはならない。また、請求期間①のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法により女子労働者も保険加入できることとなったが、当該期間は保険料の徴収が開始される以前の期間であるため、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、請求期間①のうち、昭和19年10月1日から昭和22年9月10日までの期間について、商業登記簿によると、A社は平成11年5月31日に解散しており、当該期間当時及び解散時の同社の事業主は既に死亡している上、解散時の同社の取締役は、「当時の資料が無く、厚生年金保険の取扱い等は不明である。」旨回答しており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が、「私と同時期にA社に入社し、勤務形態や業務内容が同じであった。」と記憶する元同僚二人について、A社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、請求者が、「私が入社する以前から勤務していた。」と記憶する元同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、請求者の取得年月日より後の昭和23年4月30日である。

このほか、請求期間①のうち、昭和19年10月1日から昭和22年9月10日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②及び③について、前述のとおり、A社は既に解散しており、請求期間当時及び解散時の同社の事業主は既に死亡している上、解散時の同社の取締役は、資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が、「A社の元同僚であった。」と記憶する者のうち、連絡先が判明した3人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間②又は③に被保険者記録が確認できる2人に照会したが、回答のあった3人は、いずれも請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の請求期間②及び③に係る陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500079号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500041号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年1月20日から同年6月1日まで

父の厚生年金保険被保険者記録を見ると、A社B支店における資格喪失日が昭和44年1月20日、C社における資格取得日が同年6月1日となっており、その間の被保険者記録が無い。しかし、請求期間についても、父は以前と変わらず仕事をしていた上、両社の所在地及び事業主は同じであったと思う。また、請求期間当時、D業務がA社B支店からC社に移管されただけであり、父の勤務地や仕事内容も変更がなかったため、父はA社B支店又はC社のいずれかに勤務していたはずである。請求期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が、請求期間についても、A社B支店又はC社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は昭和49年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、昭和54年に解散している上、請求期間当時の事業主は既に死亡しているため、同事業所における訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認することができない。

また、請求期間当時のA社B支店の元従業員に照会したが、同事業所に訂正請求記録の対象者がいつまで勤務していたかを覚えている者はいない上、当該元従業員のうち、同事業所における自身の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が符合していないとする者はいない。

一方、C社は平成21年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年に解散している上、請求期間当時の事業主は所在不明のため、同社における訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認することができない。

また、請求期間当時のC社の元従業員に照会したが、同社に訂正請求記録の対象者がいつから勤務していたかを覚えている者はいない上、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正請求記録の対象者と同じ昭和44年6月1日となっている元従業員は、「請求期間当時は、C社がD業務を立ち上げた時期であり、当該業務が軌道に乗るかどうかわからなかった。当該業務が軌道に乗り始めたのは昭和44年6月か同年7月頃であったと思うが、それまでは、D業務のために雇用した者の賃金は日当払で支払われていた。」旨陳述していることから、請求

期間当時、同社でD業務のために雇用された者について、当該日当払の賃金から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難く、同社では、全ての従業員を厚生年金保険の加入対象とする取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、請求者はA社B支店とC社の所在地及び事業主は同じであったと思う旨陳述しているところ、商業登記簿謄本において、当該両事業所の所在地及び事業主は一致していない上、当該両事業所の元従業員に照会したが、当該両事業所が関連事業所であると回答した者もない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500032号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500042号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月から平成24年10月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、平成3年7月から平成24年10月1日までの期間について、外国人である私は、厚生年金保険及び健康保険に加入できない代わりに、当該期間の厚生年金保険料及び健康保険料相当額については、会社が給料とは別途に積み立てて保管し、私が退職する時に当該積立金を全額返還してもらおうという約束であった。

しかし、積立金は返還されておらず、結果的に会社が請求期間の厚生年金保険料を徴収したままとなっているので、請求期間を厚生年金保険の保険給付の対象となる記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社の回答により、請求者が、請求期間のうち、平成3年8月1日から平成24年10月1日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、請求者は、「外国人であるため、請求期間には厚生年金保険に加入できなかった。そこで、会社が請求期間に係る厚生年金保険料相当額を給料とは別途に積み立てて保管し、退職時に当該積立金を全額返還してもらおう約束であったが、積立金が返還されていない。」旨主張している上、B社は、「請求者が厚生年金保険に加入することを拒否していたため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、請求者が所持する、給与支給明細書の事業所欄に「A社」又は「B社」と印字されている平成10年8月分から平成26年3月分までの明細書(平成11年10月分から平成12年6月分まで並びに平成13年8月分及び平成16年10月分を除く。)を見ると、給与から厚生年金保険料は控除されていない。

なお、請求者が提出した平成4年5月分、同年8月分、平成6年3月分、同年6月分及び平成7年2月分の手書きの給料支払明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されているが、事業主は、「当社が保管する当該期間の賃金台帳によると、当該給料支払明細書とは支給額が異なる上、厚生年金保険料も控除していないことから、当該給料支払明細書は、事業所が請求者に手交したものではない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500054号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500043号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月頃から同年6月頃まで  
② 昭和62年1月頃から同年7月頃まで  
③ 平成3年3月頃から同年6月頃まで  
④ 平成5年10月頃から平成6年2月頃まで  
⑤ 平成8年8月頃から平成12年11月頃まで

請求期間①について、A社において、F職を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社において、G職を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間③について、C社において、H職を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間④について、D社において、I職を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間⑤について、E社において、J職を行っていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は既に解散しており、当該期間当時の代表取締役から回答を得ることができない上、オンライン記録において、当該期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が有り、所在の判明した二人は、「請求者を知らない。」と回答していることから、同社に係る請求者の勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、請求者は、「A社における請求期間①当時の従業員数は40人から50人程度であった。」旨陳述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該期間当時の被保険者数は5人である上、請求者が記憶する2人の元同僚についても同社における被保険

者記録が確認できないことから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間①当時に名のっていたとする複数の氏名を含め、K労働局等に請求者に係る雇用保険被保険者記録を照会したが、A社に係る請求者の同被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求期間①及びその前後の期間において、健康保険の整理番号に欠番が無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 請求期間②について、請求者は、B社において使用したとする自身の名刺を提出しているところ、同社の当該期間当時の代表取締役及び元従業員は共に、「当該名刺は、B社で使用していた名刺と同じものである。」旨陳述していることから、期間及び時期は特定できないが、請求者は同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は既に解散している上、請求期間②当時の代表取締役は、「請求期間②当時の資料は残っていないが、入社から最低でも3か月程度は試用期間として厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

また、K労働局から回答があった請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は請求期間②中の昭和62年1月13日に求職の申込みを行い、同年同月20日から同年7月18日までの期間について、基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、B社における請求期間②当時の従業員数について、請求者は「20人から30人程度」、当時の代表取締役は「50人から60人程度」と陳述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当時の被保険者数は4人である上、請求者が記憶する二人の元同僚についても同社における被保険者記録が確認できないことから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、請求期間②及びその前後の期間において、健康保険の整理番号に欠番が無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

3 請求期間③について、請求者は、C社において使用したとする自身の名刺を提出し、同社の社長の姓を記憶しているところ、当該名刺により確認できる社名及び所在地が一致する商業登記簿謄本において、当該期間当時の同社の代表取締役の姓は請求者の記憶する姓と一致することが確認できることから、期間及び時期は特定できないが、請求者は同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索を見ると、請求期間③当時、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、K労働局から回答があった請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は平成2年11月30日に求職の申込みを行い、請求期間③と重複する同年12月7日から平成3年6月9日までの期間について、基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、C社は既に解散している上、請求期間③当時の代表取締役及び取締役の2人並びに請求者が記憶する元同僚2人の合計5人のいずれからも陳述を得ることができないことから、当該期間に係る請求者の勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

4 請求期間④について、請求者は、D社において使用したとする自身の名刺を提出し、5人の元同僚氏名を記憶しているところ、当該期間に当該事業所（適用事業所名は、D社）において厚生年金保険被保険者記録が有る複数の元従業員は、「当該名刺は、当時使用していた名刺と同じものである。」旨回答しており、請求者が記憶する元同僚と同姓同名の一人に当該期間頃に当該事業所において厚生年金保険被保険者期間が有ることから、期間は特定できないが、請求者は当該事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、D社は平成7年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間④当時の事業主から請求者の勤務状況等について回答を得ることができない上、当該期間に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した11人のうち、回答があった4人は請求者に係る勤務状況等を記憶しておらず、請求者が記憶する元同僚5人については所在が判明しないことから、当該期間に係る請求者の勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、D社における請求期間④当時の従業員数について、請求者は、「L地区の事務所に40人から50人程度がいた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間当時の当該事業所に係る被保険者数はM地区勤務者と回答した者を含めて25人である上、請求者が記憶する5人の元同僚のうち、4人についても当該事業所における被保険者記録が確認できないことから、当該期間当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間④当時に名のっていたとする複数の氏名を含め、K労働局等に請求者に係る雇用保険被保険者記録を照会したが、D社に係る請求者の同被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録を見ると、請求期間④において、D社に係る健康保険の整理番号に欠番が無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 5 請求期間⑤について、請求者に係る雇用保険被保険者記録及びE社の当該期間当時の代表取締役の陳述により、当該期間において、請求者は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E社は、平成11年及び平成12年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を提出し、「当該通知書に請求者の氏名は無いことから、請求者の主張する厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失等の届出を行っていない。」旨回答している上、請求期間⑤当時の同社の代表取締役は、「具体的な給与計算は税理士が担当していたので、厚生年金保険に加入していない従業員の給料から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」旨陳述している。

なお、請求期間⑤当時のE社の代表取締役は、給与計算を担当していた税理士の氏名を記憶していないため、当該税理士から陳述を得ることができない。

また、N市は、「請求者の国民健康保険の資格取得日は平成7年10月21日、資格喪失日は平成16年4月20日である。」と回答しており、請求者は請求期間⑤について同市の国民健康保険の加入者であることが確認できる。

さらに、請求者は、「E社における請求期間⑤当時の従業員数は20人から30人程度であった。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、E社における当該期間当時の被保険者数は5人から8人である上、当該期間当時の代表取締役が記憶する事務担当従業員についても同社における被保険者記録が確認できないことから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録を見ると、請求期間⑤において、E社に係る健康保険の整理番号に欠番が無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 6 このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500027号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500045号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日並びにC社(後に、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年1月1日から昭和49年4月1日まで

② 昭和57年6月1日から昭和58年8月1日まで

昭和30年3月にC社に入社し、昭和58年7月までE業務に従事して継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②において、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された企業優良従業員表彰申請関係の資料、及び当該資料の作成者であったF社の元事務担当者の陳述等により、請求者は、当該期間において、C社に勤務していたことが推認できるところ、同事業所は、請求者のオンライン記録等により、「A社B支店」として厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できる。

しかしながら、A社B支店は、請求期間①の始期直後の昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(確認並決定通知書)の写しを見ると、請求者のA社B支店における資格喪失日は昭和34年1月1日と記載されておりオンライン記録と一致する。

また、請求期間①に係る厚生年金保険料控除について、A社は、「昭和34年1月分及び同年2月分の保険料については、詳細は不明であるが、当社で保管している資格喪失届において、請求者の資格喪失日が昭和34年1月1日となっていることから、請求者の給与から控除していないものと思われる。昭和34年3月分以降の保険料については、当社において給与計算事務を行っておらず、請求者の給与から控除していない。」旨陳述している。

さらに、請求期間①において、「C社」としては厚生年金保険の適用事業所記録が確認できない上、D社は平成8年に解散しており、当時の事業主及び同社の経理事務を担当していたと考えられる税理士も死亡していることから、これらの者に請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

請求期間②について、前述のとおり、D社は平成8年に解散している上、当時の事業主及び同社の経理事務を担当していたと考えられる税理士も死亡していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、請求者から提出された雇用保険受給資格者証の写しを見ると、昭和57年3月31日に

離職後、請求期間②の直前である同年5月11日に求職の申込みが行われ、請求期間②と重複する同年6月18日から昭和58年2月12日までの期間について雇用保険に係る基本手当が支給された旨が記載されている。

さらに、請求者は、「C社を退職後、1年半ほどたってからG市へ引っ越した。」旨陳述しているところ、請求者に係る住民票を見ると、請求者は、請求期間②の終期直前である昭和58年5月8日にG市へ転入した旨が記載されており、請求内容と符合しない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500036号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500046号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年8月21日から平成2年7月1日まで  
② 平成2年7月1日から平成12年2月21日まで

B社に、営業担当者として勤務していた期間のうち、請求期間①は同社の関連会社であったA社で、また、請求期間②はB社で厚生年金保険に加入していたが、いずれの期間も標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社は既に解散している上、請求期間①当時の代表取締役等に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額等について確認することができない。

また、B社の回答により、請求者は請求期間①において、同社に勤務していたことが認められるところ、同社は、「当時の資料は廃棄しており、請求者の給与支給額及び給与から控除した厚生年金保険料額については不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、B社の回答及び請求者の陳述から、請求期間①当時、同社の社会保険事務担当であったと考えられる二人は、いずれも所在不明であり、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額等について陳述を得ることができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な点も見られない。

請求期間②について、請求者から提出された「家計簿」及び「電気料金領収済のお知らせ」から推認できる平成8年3月から同年8月までの給料手取り額並びに「雇用保険被保険者離職票-2」による平成11年6月21日から平成12年2月20日までの賃金支払対象期間ごとの賃金額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

しかしながら、前述と同様に、B社は、請求期間②当時の資料は廃棄している旨回答している上、請求期間②当時、同社の社会保険事務担当であったと考えられる二人は、いずれも所在不明であり、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した者9人に照会したところ、6人から回答があつ

たが、いずれも請求期間②当時の給与明細書等を保管しておらず、同社の請求期間②における厚生年金保険料事務について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見られない。

このほか、請求期間①及び②において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500081号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500047号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(合併によりB社、現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年7月1日から昭和62年4月1日まで

A社における厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額が、それまでの47万円から41万円に下がっていた。

請求期間当時、給与額が下がったことは無く、そのことを確認できる資料として、金融機関から取り寄せた預金元帳の写しを提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額(47万円)に年金記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が直前の47万円から41万円に下がっているが、給与が下がった記憶は無く、金融機関から取り寄せた預金元帳の写しを見ても、請求期間直前の振込額と比べ大きな減額は無いため給与は下がっていないと主張している。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求期間前の標準報酬月額について、昭和59年12月から昭和60年9月までは41万円、同年10月から昭和61年6月までは47万円であるところ、請求者から提出された預金元帳の写し及び請求者が総務省年金記録確認D地方第三者委員会(当時。以下「第三者委員会」という。)に申立てを行った際に提出した総合口座通帳の写しを見ると、当該期間に係るA社からの給与振込額は18万円(昭和61年5月は給与振込記録無し)で一定している上、請求期間の標準報酬月額について、41万円であるところ、請求期間に係る同社からの給与振込額(昭和61年7月及び同年8月は給与振込記録無し)は15万8,002円から26万3,025円の間で変動しており、いずれの期間においても、標準報酬月額と給与振込額との差が大きく、当該差額の内訳を確認できる資料は見当たらないことから、給与振込額から請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

また、C社は、「請求期間当時の資料については、請求者自身が所持している人事記録以外は保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している。

さらに、A社の複数の元同僚に照会したが、請求者の主張に基づく報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、当時、厚生年金保険の標準報酬月額の決定については、毎年10月の定時決定に加え、年の途中に固定的賃金の変動し、変動月以降の3か月間に支給された平均報酬月額(非固定的賃金を含む。)に見合う標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた場合、当該変動月から4か月目に標準報酬月額を改定(以下「随時改定」という。)できるとされていたところ、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、昭和61年7月に随時

改定され、従前の標準報酬月額と2等級変動していることが確認できる。一方、請求者が第三者委員会に申立てを行った際にB社が同委員会に提出した人事記録を見ると、同年4月に、E職からF職に役職変更した旨の記載があり、複数の元同僚は、当該役職変更に伴う固定的賃金の変動について、「給与体系に変更があった。」旨回答していることを踏まえると、請求者の役職変更があった同年4月に固定的賃金の変動し、当該変動から4か月目の同年7月に、当時の事業主が請求期間に係る随時改定の届出を行ったと考えても不自然ではない。

また、A社に係る被保険者名簿の請求者の欄に、報酬訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500145号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500048号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社又はC社(後に、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年6月から昭和43年10月まで  
② 昭和46年9月から昭和54年3月まで

請求期間①については、A社が経営していたレストランにおいてE業務に従事し、請求期間②については、B社においてF業務に従事していたが、いずれも厚生年金保険被保険者期間として記録されていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

なお、請求期間②については、B社の事業主が、G業務を行っていたC社を経営していたので、同事業所において厚生年金保険に加入していたかもしれない。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が記憶する元同僚二人の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は、当該期間頃にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は既に解散している上、請求期間①当時の代表取締役は所在不明であるため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、前述の元同僚二人の請求期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、このうち一人は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨回答している。

請求期間②について、B社の元事業主の回答により、期間は特定できないものの、請求者は、当該期間頃に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の元事業主は、「請求者の給与から、厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

さらに、請求者が記憶する複数の同僚は、いずれも所在不明であり、これらの者から、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、「C社において厚生年金保険に加入していたかもしれない。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間②後の、昭和58年2月1日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500031号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500049号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年1月15日から同年12月1日まで

A社には、昭和44年1月半ばから、B事務の職員として勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

訂正請求に当たり、資料としてA社のOB会名簿を提出するので、請求期間を、厚生年金保険被保険者期間としての記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者提出のA社に係るOB会名簿に名前が有り、かつ、オンライン記録において、請求期間に同事業所で厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち、複数の者の陳述から、勤務開始時期は特定できないが、請求者が、少なくとも請求期間の終期である昭和44年12月1日前から、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成2年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主及び社会保険事務担当者とされる者は、いずれも既に亡くなっていることから、陳述を得ることができず、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、前述のOB会名簿に名前が有り、かつ、請求期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち、複数の者は、自身の同事業所における厚生年金保険被保険者期間について、「勤務開始後、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある。」旨陳述しているところ、各人が厚生年金保険の被保険者記録が無いとしている期間については、いずれの者からも、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の陳述はない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和44年12月1日であり、請求期間について、雇用保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。